美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道の駅開業や北陸新幹線敦賀開業を踏まえ、町内における賑わい創出を図るため、美浜町内の中小企業者に対して、キッチンカー又は移動販売車(以下「キッチンカー等」という。)を導入することで販路開拓、販売促進、収益力強化等を図る町内の中小企業者を支援することを目的として、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則(昭和55年美浜町規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する 中小企業者をいう。
 - (2) キッチンカー 調理した食材を販売するため、車両内での調理を目的とした設備が車内に固定されている車両をいう。
 - (3) 移動販売車 商品を販売するための設備及び冷蔵機器等を備え付けた車両をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる 全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 美浜町内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
 - (2) キッチンカー等を導入後3年以上当該事業を継続する意思があること。
 - (3) 町税又は町の使用料等に滞納がないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にないこと。
- 2 国又は県及び他の地方公共団体による補助金等の交付を受け、又は受ける予定であるときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、キッチンカー等を導入して実施する事業(以下「補助対象事業」という。)の遂行に必要な別表に 定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。
 - (1) 単に既存事業に供する資産に関する購入費及び改造費

- (2) 改造を伴わない車両のみの購入費。ただし、キッチンカー等に該当する車両の場合を除く。
- (3) 補助金の交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- (4) 消費税及び地方消費税相当額、自賠責保険料、自動車重量税、自動車税、印紙代並びに金融機関等への振込手数料
- (5) 補助対象事業の経費として適当とは認められない費用 (補助金の額等)
- 第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助金の交付は、原則として1補助対象者につき1回を限度とする。 (交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付申請の内容を審査し、交付の決定をした場合は、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、補助金の交付決定後に、事情の変更が生じた場合は、既に執行した部分 を除き、当該交付決定の内容及び付した条件を変更することができる。

(変更等の承認申請)

- 第8条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。) が、補助対象事業の内容を変更し、延期し、又は中止をしようとするときは、速や かに美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)を 町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助金の交付の目的に反した内容の変更は認めない。
- 3 町長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金変更等承認通知書 (様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

- 第9条 前条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 補助対象事業の内容の変更により減額される補助金の額が交付決定を受けた 補助金の額の20パーセント以下の額の場合
 - (2) 補助金の交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助金の交付の目的達成に資するものと考えられる場合
 - (3) 補助金の交付の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績調書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 購入又は改造に要した経費の支払等が確認できる書類の写し
 - (4) キッチンカー等を整備し、又は使用していることが分かる写真
 - (5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づくキッチンカー等の営業に係る営業許可書等の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
 - (4) 不作為等により補助対象事業が計画どおり進捗していないと認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を美浜 町キッチンカー等購入支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当

該補助事業者に通知する。

(補助金の返環)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既 に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部 の返還を求めるものとする。

(譲渡又は貸与等の禁止)

第15条 補助事業者は、当該補助金に係るキッチンカー等を導入後3年間は譲渡し、 又は貸与し、若しくは販売してはならない。

(状況報告)

第16条 町長は、必要に応じ、補助事業者に対し、補助対象事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(遵守事項)

- 第17条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 食品衛生法その他法令に関すること。
 - (2) キッチンカー等を食品の調理販売及び商品の積載販売以外の用途に使用しないこと。

(協力)

第18条 町長は、補助事業者に対し、町が取り組むイベント等についての出店協力 を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表 (第4条関係)

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金 補助対象経費一覧

区 分	内容
車両購入費	キッチンカー等として専ら事業の用に供する車両の購入費
車両改造費	キッチンカー等として専ら事業の用に供する車両の改造費 (例)設備設置のための車両改造費、ガス・水道・電気工事費、車両塗装費など
設備導入費	車内で食品の調理、保管、販売等を行うために必要な機械装置・ 器具備品の導入費用 等 (例)コンロ、シンク、冷蔵庫、給水用タンク等の設備購入費・設置費用など
広告宣伝費	販売促進を行う広告、宣伝活動に要する費用 等 (例)立看板・のぼり等の制作費、メニュー・販促チラシ等の印刷費など
委 託 料	外部に委託するキッチンカー等開業に必要な費用 等 (例)車両改造設計費用、開業支援に係るコンサルティング費用など

- ※消費税及び地方消費税相当額、自賠責保険料、自動車重量税、自動車税、印紙代、 並びに金融機関等への振込手数料は補助対象経費外
- ※汎用性があり、目的外での使用が可能となり得るものの費用は対象外
- ※使用目的が事業の遂行に必要なものであると確認できるもので、かつ、請求書又は 支払を証明する書類によってその金額等が確認できるものであること。
- ※上記内容は主な事例であること。

美浜町長 様

住 所事業者名代表者名

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付申請書

年度において、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金の交付を受けたいので、 美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を 添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 事業費総額 円

(補助対象経費 円)

3 交付申請額 円(1,000円未満切捨て)

- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金 事業計画書

4	н	≑ ±	1 2.
1	甲	請	右

事業者名		
, ,,, ,,		
所 在 地		
代表者名		
	TDI	也 V. 老 友
市 % 中	TEL	担当者名
連絡先	D 11	<u> </u>
	E-mail	

\circ	ᆂᇄᄯᆿᅵ	
2	事業計	囲

(1)	内容					
(2)	詳細					

(3) 工程表 事業内容の工程についての明細を記載してください。

業務	実 施 予 定 時 期					
未 伤	4~6月	7~9月	10~12月	1~3)	月	
事業内容の完了予定日 年 月 日						

(4) 経費明細表 事業内容の経費の内訳及び明細を記載してください。

経費区分	必 要 経 費 (税抜)	補助対象経費 (税抜) A	補助希望額 (税抜) (A×1/2)	備考
 合 計				

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外のため、税抜(本体価格)の金額を記入すること。 ※見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写しを添付すること。

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位 円)

						(1)= 1 17
科	目	予	算	額	説	明
計	-					

2 支出の部

(単位 円)

科	目	予	算	額	説	明
======================================						

様

美浜町長

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金について、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、補助金の交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 条件等

美浜町長 様

住 所 事業者名 代表者名

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記の理由により、変更し、延期し、又は中止したいので、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金変更等申請額

既交付決定額	変更等後の申請額	差引き増減額
円	円	円

4 変更等後の事業着手・完了予定日

 着手日:
 年
 月
 日

 完了日:
 年
 月
 日

※変更等の内容が分かる資料を添付すること。

様

美浜町長

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金 変更等承認申請について、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第8条 第3項の規定により、下記のとおり、承認したので通知します。

記

変更内容等

美浜町長 様

住 所事業者名 代表者名

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 事業が完了したので、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第10条 の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 補助金の交付決定額

円

3 事業完了年月日

年 月 日

- 4 添付書類
 - (1) 事業実績調書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 購入又は改造に要した経費の支払等が確認できる書類の写し
 - (4) キッチンカー等を整備し、又は使用していることが分かる写真
 - (5) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) に基づくキッチンカー等の 営業に係る営業許可書等の写し

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金 事業実績調書

	⊢ → + → √
า ⊢	H === -
	H = H /h
Ι.	厂 門 7日

事業者名		
所 在 地		
代表者名		
連絡先	TEL	担当者名
連絡先	E-mail	

\sim	 <u> </u>	-
•,	事業実績	÷
/,		4

(]	1)	内名	\$								
(2	2)	詳糸	H								
(2	2)	吉 丰介	世	 							

(3) 工程表 事業内容の工程についての明細を記載してください。

業務		実 施	時 期	
未 伤 	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
事業内容の完了日			年 月	日

(4) 経費明細表 事業内容の経費の内訳及び明細を記載してください。

経費区分	必 要 経 費 (税抜)	補助対象経費 (税抜) A	補助希望額 (税抜) (A×1/2)	備考

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外のため、税抜(本体価格)の金額を記入すること。 ※見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写しを添付すること。

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位 円)

									\ 1 1 	1 47
科	目	予	算	額	決	算	額	差引増減額	備	考
⇒	I.									
章	Ť									

2 支出の部

(単位 円)

									, , ,	
科	目	予	算	額	決	算	額	差引増減額	備	考
計										
口口										

様

美浜町長

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで 第 号で交付の決定をした補助金については、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり、その額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

美浜町長 様

住 事業者名 代表者名

印

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の通知があった補助金を 交付されるよう美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第12条の規定 により、下記のとおり、請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名						
支 店 名						
預金種別	普	通	•	当 座		
口座番号						
フリガナ			•	•	•	•
口座名義人						

様

美浜町長

美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金は、美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記の理由により、交付決定を取り消します。なお、補助金を交付済みの場合は、補助金の返還を求めます。

記

- 1 取消しの理由
- 2 補助金の返還額

円

※ 年 月 日交付済み 美浜町キッチンカー等購入支援事業補助金の返還金として

3 補助金の返還期限 年 月 日